

広告トラフィックの品質確保に関するガイドライン (無効トラフィック対策ガイドライン)

2021（令和3）年12月制定

第1章 総則

（目的）

第1条 本ガイドラインは、広告配信における無効なトラフィックを排除し、取引の信頼性を確保するとともに、不正な第三者への広告費の流出を防ぎ、市場の健全性を維持するために、無効トラフィック対策に取り組んでいくべき事項を定める。

（定義）

第2条 本ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- ・ 「無効トラフィックの排除」
無効と判定されたトラフィックが最終的な広告配信後のレポーティングにおいてインプレッション、クリック等の成果の測定値から除外されることをいう。
- ・ 「DSP（デマンド・サイド・プラットフォーム）事業者」
広告主や広告会社が広告を出稿するために、掲載面や価格、ターゲットなど設定した条件に合致した広告在庫をリアルタイム入札（RTB）取引で自動的に買い付け、広告を配信するシステムを提供する事業者をいう。
- ・ 「SSP（サプライ・サイド・プラットフォーム）事業者」
広告掲載先の販売の効率化や収益の最大化を図るために、広告枠や価格などを設定し、複数のDSPやアドネットワーク、アドエクスチェンジの配信を一元管理する事業者をいう。
- ・ 「アドネットワーク事業者」
複数の媒体事業者のサイト等を広告配信対象としてネットワークを組み、広告の受注を請け負うサービスとして、アドサーバーを持ち、複数サイトへの広告の一括配信を行う事業者をいう。媒体事業者に対して広告販売代行を行うだけでなく、通常媒体事業者が行う広告枠の在庫管理、掲載業務、レポーティングなども代行する。
- ・ 「アドエクスチェンジ事業者」
広告購入者、広告販売者、広告取引仲介事業者に対して広告在庫（広告枠）の取引を可能とするシステム、サービスを提供する事業者をいう。
- ・ 「媒体事業者」
情報やサービスを提供するウェブサイトやアプリケーションなどのメディアを所

有・運営し、それらの中に設けた広告枠を販売して広告を掲載する事業者をいう。

- ・「広告配信・計測事業者」

広告を配信し、その配信者やクリック数、その他のアクティビティを計測するシステム、サービスを提供する事業者や広告掲載先サイト、コンテンツ分析、無効トラフィックに関する検知、計測、除外などを目的としたシステム、サービスを提供する事業者をいう。

- ・「広告配信関連事業者」

DSP ((デマンド・サイド・プラットフォーム) 事業者、SSP ((サプライ・サイド・プラットフォーム) 事業者、アドネットワーク事業者、アドエクスチェンジ事業者、媒体事業者、広告配信・計測事業者など、広告の販売・配信に関わる事業者をいう。

第2章 取引品質の確保に関する原則

(広告トラフィックの品質確保)

第3条 広告トラフィックの品質を確保するため、以下の無効トラフィックの排除に努める。これらに該当する事例は別表1「無効トラフィックの類型」に記載のとおりとする。

- ① 無効なトラフィック／Invalid Traffic (IVT)

広告配信の品質の観点で広告の成果の測定値に含めるべきではないトラフィック。検索エンジンのクローラーのようなプログラムによる悪意のないトラフィックと、作為的にインプレッションやクリックを発生させる悪意のあうトラフィックがある。

- ② 一般的な無効なトラフィック／General Invalid Traffic (GIVT)

既知のデータセンタートラフィックや検索エンジンのクローラー等、リストの適用または、その他標準化されたパラメータチェックにより実行される、定型のフィルタリングで識別可能なトラフィック。

- ③ 悪意のある無効なトラフィック／Sophisticated Invalid Traffic (SIVT)

人によるトラフィックであるかのように偽装しているものなど、様々な種類の無効なトラフィック。不正に広告費を詐取することを目的としたアドフラウド(Ad Fraud)によって生じるトラフィックを含む。

2 広告配信関連事業者に対して、広告配信関連事業者が定める広告トラフィックの品質確保に関するガイドラインの確認を行い、①リストの適用やフィルタリングによる広告配信前の遮断または配信後の検知・除外、②広告配信後の異常なアクティビティの検出・判定による除外、③その他の合理的な方法のいづれか、または複製を行うことを確認する。

3 業務プロセスの検証を行う第三者機関の認証を取得し、無効トラフィックの対策を講じていることを対外的に表明するなど、広告トラフィックの品質確保、維持、

改善を積極的に推進している広告配信関連事業者へ発注を行う。

(具体的な対策)

第4条 広告トラフィックの品質確保のために、以下の各項の対策を講じる。

- ① ガイドラインの説明・通知
 - ・IVT の検出や除外に関する対応の有無を対外的に明示し、利用規約や契約書等に IVT を発生させることの禁止事項等を記載
 - ・各取引先との契約時における相手へのポリシーの説明・通知
- ② 各取引先に対する審査
 - ・各取引先が既知の非合法な集団や個人でないこと、特定可能な相手であること、等の確認
 - ・各取引先への関連する業界団体の会員資格や、他の第三者機関による認定等の有無の確認
- ③ 第三者の機能の利用、補完の選択
 - ・必要に応じて自社システムやサービス等への第三者による IVT の検知や除外に関する機能の利用
- ④ 広告主への合理的な協力
 - ・広告主が無効トラッキング状況を把握したい場合の広告配信関連事業者への合理的な協力の働きかけと実行

(合理的な協力)

第5条 広告主に対して、無効なトラフィックの検知、除外の結果に関し、対応状況等の情報を提供するにあたっては、相手方の目的に応じて合理的かつ業務の安全な遂行に支障のない範囲にとどめ、提供する情報の理解や取り扱いを誤ることのないよう適切な説明を行うなど配慮する。

(本ガイドラインの改廃)

第6条 本ガイドラインは、社会情勢、市場環境などの変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

(別表1)

■無効トラフィックの類型

無効トラフィックの類型として、主に以下のようなものがあげられる。ただし、これらに該当しない他の類型が発生する可能性もあるため、これらに留まるものではない。

一般的な無効なトラフィック(GIVT)

カテゴリ	定義	例
データセンター	データセンターのサーバーからの広告トラフィックで、そのIPアドレスが無効なアクティビティ(通常、非人為的なトラフィック)と関連しているもの	既知のデータセンターIP
既知のクローラー	コンテンツをリクエストし、さまざまな識別メカニズムで自らを非人道的であると宣言するプログラムまたは自動化スクリプト	WEBクローラー、(スパイダー、ボットなどとも呼ばれている)、サーチエンジンクローラー
不規則なパターン	非開示の自動再読み込みトラフィックや重複クリックなど、既知の不規則なパターンに関連した、1つ以上の属性(例えば、ユーザーのCookie)を含む広告トラフィック	自動反復させているトラフィック、広告の自動再読み込み、重複または期限切れのクリック

悪意のある無効なトラフィック(SIVT)

カテゴリ	定義	例
自動ブラウジング	主にボットネットなど、ユーザーの関与なく、かつクローラーであることを宣言することなく、ウェブコンテンツ(デジタル広告を含む)をリクエストするプログラムまたは自動化スクリプト	ボットネット
虚偽の表示	実際と異なる広告インベントリのリクエスト。実際の広告が異なるウェブサイトやアプリケーション、デバイス、またはその他のターゲット(地域など)に表示されている広告リクエストなど	計測なりすまし、ドメインなりすまし、実在するユーザーのデバイスに虚偽したエミュレータ、パラメータの不整合(トランザクションやブラウザ/エージェントパラメータの不一致)

紛らわしいユーザーインターフェイス	ウェブページ、アプリケーション、またはその他の視覚的要素を変更し、1つ以上の広告を不正に含むようにしたもの。ユーザーに見えないように広告をレンダリングしたり、パブリッシャーの同意なしに広告挿入したり、ユーザを騙して広告をクリックさせたりすることが含まれる	広告スタッキング、広告の非表示、クリックジャギング、ポップアンダー
操作されたビヘイビア	意図しないクリック、予期せぬコンバージョン、不正なアトリビューションなど、ユーザーの同意なしに広告インタラクションを誘発するブラウザ、アプリケーション、またはその他のプログラム	アトリビューション操作、偶発的なトラフィック、強制的な新規ウインドウの表示、モバイルアプリケーションの強制的なインストール
インセンティブの秘密利用	金銭的またはその他のインセンティブを無効かつ非公開に利用することでユーザーに1つ以上の広告を操作させる行為。既知または取引する第三者に適切に開示されているインセンティブによる取引は含まれない。	クリックファーム、報酬型のクリック
その他の分類	既知のどのカテゴリにも分類することができない、または開示できない機密性の高い無効なトラフィック	特定のカテゴリに分類できないトラフィック、分類を開示できない機密性の高い無効なトラフィック